

氏姓の選択可能な婚姻制度の法制化を求める意見書

平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

政府は旧姓の通称使用拡大を進めているが、法的行為や海外渡航、資格などにおいては、法的根拠のない旧姓使用は受け入れられない場合が多く、世界的な個人認証厳格化の流れの中で、二つの姓を使い分けることでさらなる混乱が予想される。

平均初婚年齢が30歳前後になる中で、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから婚姻を迎えることも多く、改姓により必要となる手続きや費用は増加している。さらに、個人のアイデンティティーの尊重、家族の在り方が多様化する中、選択肢を持てる法制度を求める声が広がってきている。また、経済団体からも、女性活躍、日本の国際化を推し進めるという点から法改正を求められている。

氏姓の選択可能な婚姻制度の導入は、婚姻希望者の姓の選択肢を増やすものであり、婚姻率、また出生率の増加の一助となることも考えられる。

よって、政府においては、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、国会において積極的に議論を行い、氏姓の選択可能な婚姻制度を速やかに法制化するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

提出先

内閣総理大臣	岸田 文雄
衆議院議長	額賀福志郎
参議院議長	尾辻 秀久
総務大臣	松本 剛明
法務大臣	小泉 龍司

神奈川県中郡二宮町議会議長 根岸 ゆき子